

1 募 集

(1) 応募資格

倉敷市立倉敷支援学校高等部への入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害を主とする者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学部・中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和8年3月に中学部・中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員

普通科 35名

2 通学区域等

倉敷支援学校	倉敷市のうち次の小学校区（鞆高、粒江）及び次の中学校区（多津美、福田、福田南、水島、連島、連島南、味野、下津井、児島、琴浦、郷内）
	倉敷市立東陽中学校区（※1）
	倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、倉敷南、中島、旭丘、連島北）（※2）

※1 倉敷市立東陽中学校区については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立岡山南支援学校のどちらかを選択して出願することができる。

※2 倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、倉敷南、中島、旭丘、連島北）については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立倉敷まきび支援学校のどちらかを選択して出願することができる。

3 出 願

(1) 出願の条件・制限

ア 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

イ 志願者は他の県立特別支援学校高等部（岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース、誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コースを除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月16日（金）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和8年1月16日（金）の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に倉敷市立倉敷支援学校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を中学部・中学校等の校長を経由して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

・入学願書（倉敷市立倉敷支援学校所定の様式） 1部

イ 中学部・中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

・調査書（様式1号） 1部

※ 中学部・中学校等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証

明書で代えることができる。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に倉敷市立倉敷支援学校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和7年11月17日（月）から令和8年1月9日（金）まで（ただし、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する日時とする。申込みは、出願希望者出願前教育相談申込書（様式2号）により倉敷市立倉敷支援学校へ令和7年10月27日（月）から令和7年10月31日（金）までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和7年10月31日（金）午後5時までに到着したものに限る。

岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース、誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コースに合格し、出願前教育相談を受ける必要がなくなった者は、その旨を倉敷市立倉敷支援学校へ令和7年12月23日（火）午後5時までに中学部・中学校等の校長を経由して連絡する。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、倉敷市立倉敷支援学校から該当する中学部・中学校等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、倉敷市立倉敷支援学校から中学部・中学校等の校長を経由し、志願者に交付する。

(7) 特別出願の手続

特別な理由により保護者とともに「2 通学区域等」に定める区域等に居住できない志願者は、出願に先立ってあらかじめ所管となる教育委員会を経て、次により特別出願許可申請書（様式3号）を提出し、許可を受けなければならない。転勤等により、中学部・中学校等卒業後、一家転住が決定的な志願者についても、同様とする。

ア 書類請求及び提出先

倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

イ 提出期間

令和7年11月25日（火）から令和8年1月5日（月）まで（ただし、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、令和8年1月5日（月）午後5時までに到着したものに限る。

4 入学者選抜のための検査・面接

(1) 実施期日及び場所

令和8年1月30日（金） 倉敷市立倉敷支援学校

(2) 検査

午前9時30分から、諸検査（知的能力、作業能力）を実施する。

(3) 面接

志願者には、面接を実施する。

5 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、中学部・中学校等の校長から提出される調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

(2) 選抜委員会

ア 委員会は、倉敷市立倉敷支援学校に設け、入学者の選抜を行う。

イ 委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は倉敷市立倉敷支援学校長とし、委員は委員長が選任する者とする。

6 合格者の発表

令和8年2月19日（木）午前9時から午後5時までの間に、倉敷市立倉敷支援学校で発表する。

また、選抜の結果を中学部・中学校等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。

7 追検査

(1) 受検資格

検査当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、諸検査及び面接等の一部でも受検した者は対象としない。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第18条第3号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 中学部・中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、直ちに倉敷市立倉敷支援学校長に電話で連絡するとともに、令和8年2月4日（水）午後3時までに追検査受検許可申請書（様式5号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書（様式5号）を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和8年2月6日（金）午後3時までに倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

なお、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書（様式5号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、倉敷市立倉敷支援学校長に志願者本人から提出する。

イ 倉敷市立倉敷支援学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式6号）を中学部・中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書（様式6号）を倉敷市立倉敷支援学校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

(3) 検査・面接

ア 実施期日 令和8年2月10日（火）から令和8年2月13日（金）（ただし、祝日を除く。）までのうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する期日

イ 実施場所 倉敷市立倉敷支援学校

ウ 日程 倉敷市立倉敷支援学校が指定する時間

(4) 検査・面接の方法 倉敷市立倉敷支援学校長が定める方法で実施する。

8 出願についての問合せ先

在学又は出身学校を通じて、倉敷市立倉敷支援学校に直接問い合わせること。

倉敷市立倉敷支援学校	〒710-0036 倉敷市粒浦388番地1 TEL (086) 425-4611
------------	---